諸用品	作業用雑具	切削研摩工具類	
		その他作業用雑具	
	被服及び被服材料	被服類	
		被服材料	
	厚生用品	保護具	
		医療用品	
		医療用薬品	
		石けん類	
	証券及び帳表類	運輸用証券	
		運輸用帳表	
		運転用証券	
		輸送用帳表	
	雑品	運転用繊維類	
		シート・ロープ	
		ベルト・ホース	
		工業薬品	
		用紙帳表類	
		その他雑品	
乙種貯蔵品	遺失物・荷主不明荷物類		
丙種貯蔵品	廃用財産		
	廃用物品		

(清水光利)

ふづみうんちん　不積運賃　わが商法は海上運送における個品運送に関し「荷送人は船長の指図にしたがい，遅滞なく運送品を船積することを要する」ものとしているが，個品運送は荷送人が多数であることを常とし，ある荷送人の船積懈怠(けたい)は，他の荷送人に迷惑をおよぼすばかりでなく，本船の出帆を延引させるからである。ことに定期航路にあっては，碇泊（ていはく）時間は限定されるのが通例であるから，個々の荷送人の船積の完成を待つときは，本船の出帆に延引をきたし，したがって船積を怠った荷送人の有無にかかわらず出帆すべき場合がある。よって商法はさらに，荷送人が船積を怠ったときは，船長はただちに発航することができ，かつまた荷送人に対して運賃の全額を支払うべきものとしている。船積を怠った貨物がなかったならば別途の荷送人に属する貨物を積載し得たであろうし，それがために船主(船長)は得らるべき利益を失ったものとみなされるとともに，他の荷送人におよぼすべき迷惑を避ける必要上，法律の規定により出帆せざるを得なかったことのためである。すなわち貨物の不積運賃と称するものがこれである。ひとしく運賃と称するが，通常の運賃と異なり，その性質上はむしろ一種の懈怠金である。しかしある荷送人の船積懈怠の結果，船そう内に余積あるのを利用して，船主(船長)が他の荷送人との特約により運賃を取得したときは，二重の運賃を取得し得ない一般原則にもとづき，その額はその不積運賃から控除すべきものとする。しかし個品運送の実際はとくに大口貨物ならばともかく，分量の少ないものについては，たとえ荷送人の懈怠があってもさしたる影響はなく，また船主経営の見地からしても不積運賃を請求することはかえって不利益を招来する場合があるから，不積運賃の問題を生ずることはむしろ少なく，また不積運賃支払の特約が当初から存在しなかった場合においては，実際上これを請求することは困難である。

参考文献　牧野幾久男著　海上運送実務。(今留光国)

ふとう　埠頭　(英) wharf (独) Kai (仏) quai　船舶を接岸して客貨の乗降，積卸等をなすために使用される場所で，海中における施設としては物揚場，岸壁，桟橋があり，陸上における施設としては荷役機械，上家，倉庫，道路，臨港線等がある。

埠頭の形式には平行式と突堤式とがある。平行式埠頭は長大な水路もしくは広い水域内に陸岸に沿うて船舶は一列に繋（けい）留される。この配置は鉄道の引込が楽で上家の後方に広い倉庫地帯を設けられる利点がある。突堤式は防波堤で囲まれたかぎりある水面や狭少の湾内で，貴重な水際線と水面をでき得るかぎり有効に使用するために用いられる方法である。突堤は一般に海面に接する部分に幅10m前後のエプロンをとって船舶の荷役場所としここに荷役機械を設ける。エプロンで取扱われた貨物は一時その後方にある上家に貯蔵し，仕分包装替を行い，鉄道によるものは貨車積とし，貨物自動車で搬出されるものは道路を利用する。貨物の長期貯蔵を必要とするものは，突堤基部付近にある倉庫に搬入する。

岸壁とは大型船が接岸荷役をする水深が比較的深いところで，構造は前面がほとんど垂直な擁壁とする。岸壁は構造上から重力式と矢板式とに分けられる。重力式は壁体の自重をもって土圧に対抗させる構造で，比較的良質の地盤に適応している。まず海底を浚渫(しゅんせつ)し，基礎に割石を敷きならし，その上に鉄筋コンクリートで製造した箱塊をすえ付けて壁体を形成する(図－1)。あるいはコンクリートの方塊を積畳して壁体とする場合も多い。壁体の上部には上部工を施工する。この式は耐久力もあり，また船の衝撃にも強い。ただし地震の際壁体が前方に滑り出すおそれがある。耐震的構造とするには基礎に杭打を行う等の考慮をしなければならない。矢板式岸壁とは鋼製の矢板を一列に打込み後方に控えをとり，土圧に抵抗するものである。矢板の根入は全高の$\frac{1}{3}$以上が必要である。比較的軟質，もしくは砂質の地盤に適し設備も簡単で，急速施工できるが耐久力に乏しく，寿命は30年程度である。

桟橋は岸壁と同様に大型船の荷役をするところで，構材の組合わせから成立つ。これは軟弱地盤に適する軽量構造物で柱型
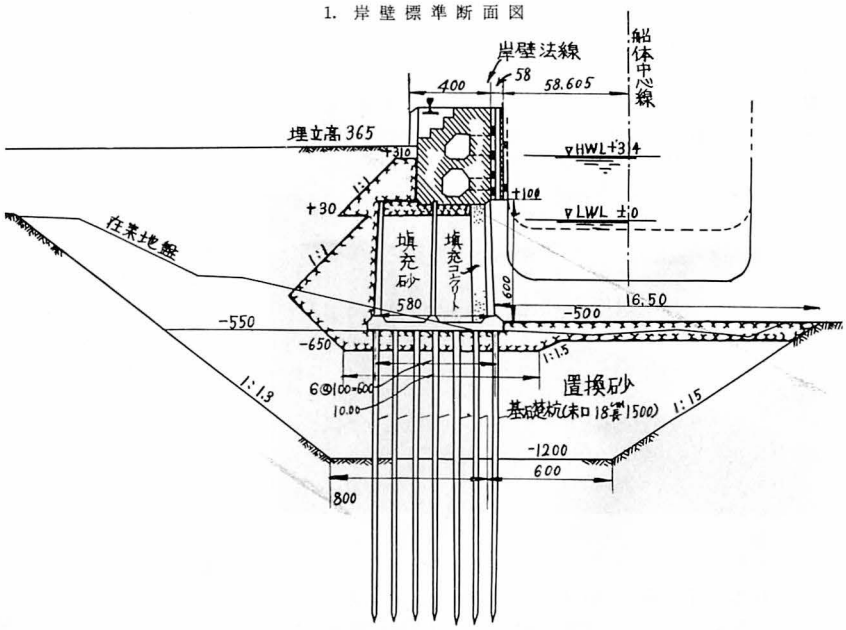
1. 岸壁標準断面図